

令和3年度木育ビジネス化モデル事業募集要領

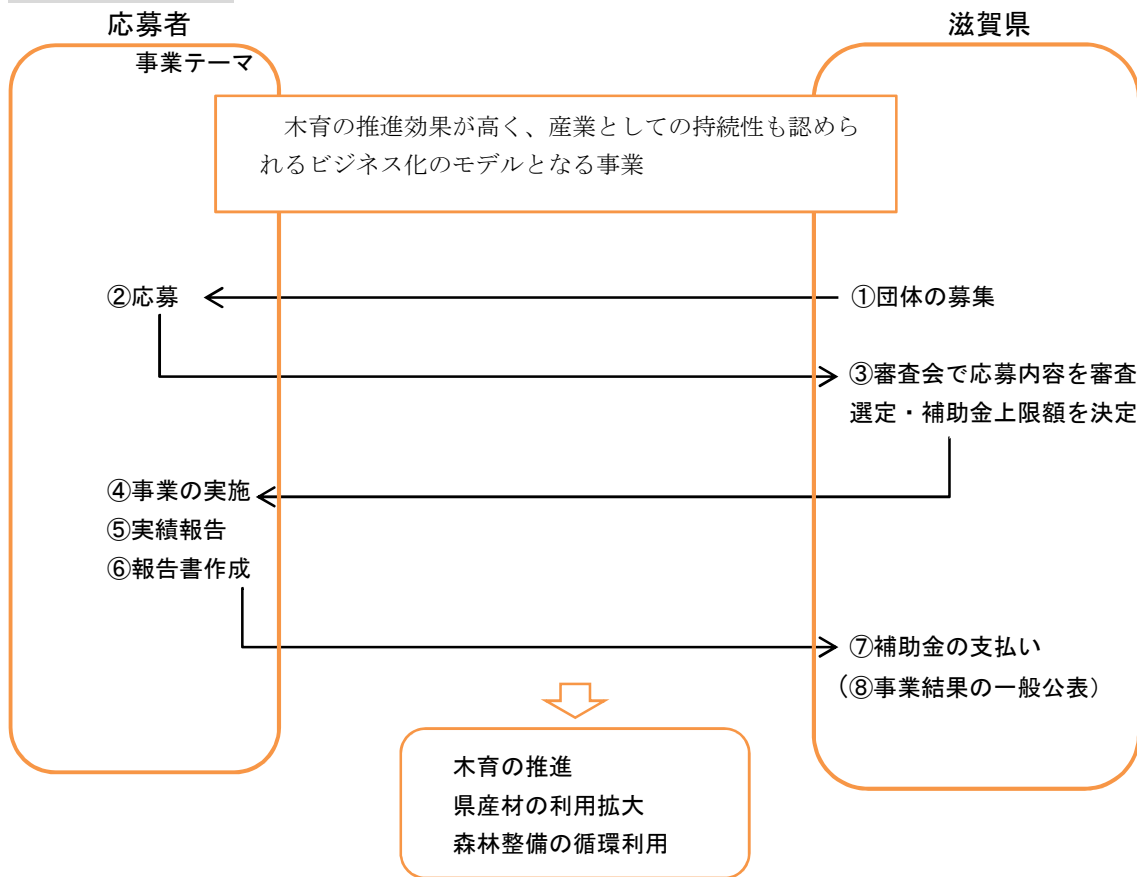
令和3年(2021年)5月25日
滋 賀 県

木育ビジネスのモデル化事業について、以下のとおり募集します。

1 事業の概要

木材利用を通じて森林資源の循環利用を進めることを目的に、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」を推進するため、県産材製品等を用いた木育ビジネスによる産業化を図る経費の一部を補助します。

2 事業のしくみ



3 補助対象とする事業

事業期間は原則として補助金交付決定日から翌年の2月末日とします。事業内容および事業項目は次のとおりです。

(1) 事業内容

木育の推進効果が高く、産業としての持続性も認められるビジネス化のモデルとなる取組。

(2) 事業項目

- ① ビジネス化可能性調査
 - ア) マーケティング調査
 - イ) 事業化計画策定
 - ② ビジネス化モデル推進
 - ア) ビジネス化推進
 - イ) 事業効果解析、モニター調査
- ただし、①のイ)の「事業化計画策定」、②のイ)の「事業効果解析、モニター調査」を必須として行わなければならないものとします。

4 補助対象者

補助金交付の対象となる者は、滋賀県内に事務所等を有する団体または当該団体を構成員の一つとする共同チームとします。会則などを定めた構成員が3人以上である任意団体でも補助の対象となります。

なお、同一の団体、構成員による複数の応募は受付しないこととします。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、上記の事業項目に係る経費のうち、次の①～③の条件を全て満たす次に掲げる経費とする。

- ① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確定できる経費

人件費、賃金、謝金、旅費、印刷費、会議費、賃借料、通信運搬費、委託費、資機材費および消耗品費

ただし、人件費は補助対象経費総額の1/2を上限とします。

また、資機材費のうち原則として1件50万円以上までの資機材は補助対象外としますが、特段の事情がある場合は、書面に購入の必要性等を詳細に記載し補足書類として提出してください。

1件10万円以上の資機材購入費については、複数見積を行い経費削減に努めてください。

事業への応募を検討するものの、本事業の趣旨に合致する資材等に関する情報をお持ちでない場合はお問い合わせください。

6 提案できない経費

借入に伴う支払利息、公租公課、官公署に支払う手数料、飲食・接待費、税務申告・決裁書等作成のため税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

また、事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

- ① 建物など施設の建設に関する経費、不動産取得に関する経費
- ② 共同する団体等に対する委託経費

7 補助率および補助金上限額

補助率は補助対象経費の1/2以内です。

補助金の上限額は、1事業主体あたり150万円とします。
なお、補助金額は希望額どおりにならないことがあります。

8 応募手続

(1) 申請書の提出先

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課に提出してください。

(2) 応募期間

令和3年5月25日(火)～令和3年6月25日(金)

受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

※ 郵送・宅配便等による提出の場合は、6月23日(水)までの消印・受付印等のあるものを有効とします。

※ 応募期間を過ぎた場合は受理できません。

(3) 応募書類

① 所定の申請書に必要事項を記入の上、紙およびデータにて提出してください。

申請書の様式は、県のウェブサイトからも入手できます。

② 申請書は、A4版縦を使用して作成してください。印刷は片面印刷でお願いします。

③ 委託費および資機材費を補助対象経費に計上する場合は、①の申請書に見積書を添付してください。複数見積を徴収した場合、全ての見積書を添付してください。

④ 説明に必要な資料は添付してください。

⑤ 申請書に使用する言語は日本語とし、計量単位はSI単位(国際単位系)で作成してください。

⑥ 申請書はワープロなど判読しやすいもので作成してください。

⑦ 応募予定の事業と同一または類似のテーマ・内容で他の機関へも応募される場合は、その旨を申請書に記載してください。なお、他の事業への応募をされる場合は、補助対象経費を重複しないこととします。

⑧ 申請書は審査およびこの事業に関わる業務のみ使用します。なお、申請書は返却しません。

9 審査

(1) 審査方法

木育ビジネス化モデル事業審査会(以下、「審査会」という)を開催し、予算の範囲内で採択します。

審査会および選考過程は非公開とします。

審査会では1次審査と2次審査を行います。

1次審査は書類をもとに審査を行います。

2次審査は、1次審査を通過した応募者を対象に実施します。応募者には応募内容についての説明をしていただきます(日時、場所、説明方法等については、別途連絡します)。なお、説明資料は、応募者が準備するものとします(必要部数については別途連絡します)。

また、応募内容の確認等のために、ヒアリング、追加資料の請求または現地調査を行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査の結果(採択または不採択)は、応募者に対して文書で通知します。(令和

3年8月上旬予定)

ただし、審査に関する問合せには応じられません。

(3) 公表

採択となった場合には、応募者名（会社名等・代表者名）、住所、事業概要および助成金（内示）額を公表します。

10 事業の流れ



令和3年

5月

7月

8月

令和4年

2月末

3月

3月下旬

4月

事業期間は、補助金の交付決定日から令和4年2月末日までの間とします。

11 補助金の交付申請

審査の結果、採択となった方（以下、「採択者」という。）は、補助金の内示通知を受けた後、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

12 事業の実施に関する事項

(1) 確定検査

実績報告書提出後、知事の指定する日に補助金の交付に関する確認検査を行いますので、発注書や領収書等の経理関係書類について、とりまとめておいて下さい。

(2) 補助金の支払

補助金の支払は、原則として事業終了後に精算払いとなります。

(3) 状況報告

事業期間中に現地調査を行うことがあるほか、進捗状況を報告いただくことがあります。

(4) 事業成果

補助事業の取組状況や成果について、県が主催する会議等において発表報告していただくことがあります。また、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。他、補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力や資料提供依頼等のお願いをすることがあります。

13 その他

(1) 事業の実施を通じて発生する産業財産権および著作権（以下、「知的所有権」という。）は、採択者に帰属します。

(2) 知的所有権の確立、維持等の費用は採択者の負担とします。

(3) 事業終了後、事業化に関して進捗状況を確認させていただくことがあります。

(4) 滋賀県補助金等交付規則および滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取り消し、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等を行うことがあります。

申請書の提出先・お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課（県産材流通推進室）

郵便番号 520-8577 住 所 大津市京町四丁目 1-1

電 話 077-528-3915 F A X 077-528-4886

E - mail dj0003@pref.shiga.lg.jp